平成２２年（フ）第６３号
茨城県猿島郡境町390番地２　ツゥインシティⅠ番館101
債務者　佐藤ミチオこと　マルコ　ミチオ　パウロ　サトウ　アルベス
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第６４号
茨城県猿島郡境町390番地２ツゥインシティⅠ番館101
債務者　真船えみ子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第７２号
茨城県桜川市真壁町田300番地10
債務者　櫻井　　勝
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第７３号
茨城県筑西市玉戸1602番地54、前住所茨城県筑西市松原3019番地２
債務者　大杉　恵子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第９３号
茨城県坂東市猫実808番地４
債務者　髙橋　美代
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第９５号
茨城県坂東市大谷口250番地１、住民票上の住所茨城県水戸市自由が丘２番16号　メゾン自由が丘Ｓ棟１号
債務者　草間美保子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第９６号
茨城県下妻市半谷430番地64
債務者　生井万紀子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第９７号
茨城県坂東市猫実1001番地４
債務者　松崎　嘉高
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第９８号
茨城県古河市長谷町16番27号
債務者　五月女　勝
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１０１号
茨城県結城市大字結城2270番地
債務者　木村　弘子（旧姓髙島）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１０２号
茨城県坂東市岩井4531番地１ビバリーヒルズ201
債務者　倉持　和代
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１０８号
茨城県古河市東牛谷65番地３　エルデイムヤマナカ203号
債務者　高橋　良雄
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１１０号
茨城県筑西市蓬田574番地１
債務者　國松　洋子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３９号
富山県南砺市土山328、住民票上の住所新潟県新潟市西区松美台８番51号　メンバーズタウン松美台105号
債務者　中島　浩一
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第５３号
富山県高岡市滝新37番地
債務者　林　　祐樹
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第５５号
富山県射水市片口高場242番地２　片口雇用促進住宅１―308
債務者　和賀　貴史
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第６２号
富山県射水市東太閤山１丁目101番地
債務者　買場　末雄
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
富山地方裁判所高岡支部